

# 第2次南アルプス市行政改革大綱

平成22年3月



目 次

1	はじめに	1
2	これまでの取り組み	2
3	自治体を取り巻く環境	3
4	新たな改革の必要性	6
5	改革に向けた重点項目	
	（１） 事務事業の効率化	7
	（２） 職員の能力開発と組織・機構の見直し	8
	（３） 定員管理及び給与制度の適正化	9
	（４） 行政の情報化と市民参画の仕組み構築	10
	（５） 公共施設の管理運営方法の見直し	11
	（６） 計画的な行財政運営への取り組み	12
6	行政改革の推進体制	13



## 1 はじめに

行政改革は、地域社会の状況を踏まえ、その時々行政に求められる役割、果たすべき責務に対して、最少の経費で最大の効果を上げるよう、継続的に改革改善していくための取り組みです。

少子化や高齢化、人口減少社会の到来で、国、地方を通じて財政状況は一段と厳しさを増しています。また、地方分権改革、規制改革、三位一体改革など、地方を取り巻く環境は大きく変わり、地方分権社会に対応するためには、自主自立の地域経営を進めていかなければなりません。

本市に暮らす人々が、地域に愛着と誇りを持ち、安心して生き生きと暮らせる、豊かでゆとりあるまちづくりを行うことは行政に課せられた大きな使命です。

そのためには、市民の皆さんが必要とするサービスを、最少のコストで提供できるように、行政自身が自らを改革していく必要があります。第1次に引き続いて第2次南アルプス市行政改革大綱、同実施計画を策定することといたしました。

策定にあたっては、第1次南アルプス市総合計画（アルプス・プラン 2005）が本市の進むべき方向性の基本的な指針を表し、平成26年度までの計画期間としているため、同じ計画期間の中（平成26年度までの5ヵ年計画）で策定する第2次行政改革大綱、実施計画は、第1次の大綱、実施計画の基本的な考えなどの骨格は維持した上で、引き続き取り組む改革項目の検討や、新たな取り組み項目の発掘など、必要な修正・追加を行いました。

改革の実現には、市全職員が相当な覚悟をもって取り組み、その結果を市民の皆さまに積極的に公表して理解を得、市民サービスの維持、向上に努めてまいります。

基礎自治体として、市民生活に直結するサービスを提供している職員の意識改革をはじめとして、行政の改善や財政状況の改善につなげることを最優先課題として捉え、即効性と実効性のある改革を推進してまいります。

## 2 これまでの取り組み

### 第1次行政改革（平成17年度～平成21年度）

平成15年4月1日に合併した本市は、より良い合併効果を求め、平成17年度を初年度とする「第1次南アルプス市行政改革大綱・同実施計画（集中改革プラン）」を策定し、行政改革に取り組んできました。

合併前にそれぞれの地域が個別に行ってきた事業の統一化と整合化により、住民サービスの公平化を図る第1段階と、行政と住民、地元業者などが協働して公共サービスの質的向上をめざして、積極的な情報公開により、市民との考えを共有していく第2段階の取り組みを行うことによって、市民が「合併してよかった」と実感できるまちづくりの実現を図ってきました。

また、『市民との協働による新市の建設』『中・長期的視点に立った行政改革と継続的改善の取り組み』『簡素で効率的な行政運営への取り組み』『新しい行政経営システムの構築』を基本的な考えとする中で次の重点項目を掲げ、その実現に向けた実施計画を策定し、改革に取り組んできました。

#### 改革に向けての重点項目

- 1．事務事業の見直し
- 2．時代に即応した組織・機構の見直し
- 3．定員管理及び給与の適正化への取り組み
- 4．職員の能力開発と効果的な行政運営
- 5．行政の情報化と市民参画の仕組みの構築
- 6．公共施設の設置と管理

### 3 自治体を取り巻く環境

平成17年に第1次行政改革大綱を策定して以降、自治体を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。地方分権社会に対応し、自主自立の地域経営をしていくためには、次の状況を踏まえながら、第2次行政改革大綱を定め、より積極的に行政改革に取り組まなければなりません。

#### (1) 地方分権の更なる進展

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権改革推進法」が平成19年4月に施行され、国と地方公共団体との役割分担は明確になり、今後さらに自治体は自主自立を求められることとなります。

これは、自治体が自らの判断や責任と負担において、地域の実情に沿った行政を運営することが求められていることを示しています。

また、住民に身近な行政サービスは、できる限り地方公共団体に委ねることを基本とした権限委譲の推進と、これに応じた財源配分等の財政上の措置のあり方についての検討が進んでいます。

以上のことを踏まえて、地方公共団体は今後、より一層の行財政改革を推進し、行政の公正の確保と透明性の向上、また、住民参加の充実のための必要な施策を実施し、行政体制の整備・確立を図らなければなりません。

#### (2) 行政改革の推進

地方公共団体は、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づいて、民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編、整理等の取り組みについて公表することになり、本市においても取り組みの進捗を毎年度公表しています。

平成18年6月には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が、同年7月には「競争導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新しい手法が制度化されました。

また、平成18年8月には「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示され、地方公共団体は、なお一層の行政改革の推進が求められています。

### ( 3 ) 地方交付税の減額

本市は合併に伴う財政上の特例として、地方交付税の算定替特例を受けており、合併後 10 年間は合併前の 6 町村で受けていた交付税額が維持されていますが、11 年目からは年々減額され、15 年目にはこの特例措置が無くなります。

具体的には、平成 20 年度の本市の普通交付税額は約 69 億 9 千万円でしたが、平成 26 年度から減額が始まります。

平成 26 年度には約 2 億 3 千万円が減額され、以降、27 年度は約 6 億 8 千万円、28 年度は約 11 億 4 千万円、29 年度は約 16 億円、30 年度は約 20 億 5 千万円、そして平成 31 年度には約 22 億 8 千万円が減額され、本来の交付税額約 47 億 1 千万円となります。

### ( 4 ) 人口減少及び少子高齢化による財政負担

平成 17 年の国勢調査では、日本の総人口は 1 億 2 776 万人で、前年の人口推計より約 2 万人減少しています。日本の人口が減少に転じたことは、労働力人口を減少させ、経済成長に対してマイナスの影響を与える可能性を示しています。

さらに深刻なのが、少子化と高齢化が同時進行している現状で、今後も少子・高齢化はますます進みます。

南アルプス市の人口は、平成 17 年には 72,055 人でしたが、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、30 年後の平成 47 年には 68,014 人と、平成 17 年よりも 4,041 人 ( - 5.6% ) の減少が予測されています。

このような中、年少人口 ( 0 ~ 14 歳 ) については、平成 17 年には 11,970 人 ( 平成 17 年人口に対して 16.6% ) でしたが、平成 47 年には 8,164 人 ( 12.0% ) と、平成 17 年よりも 3,806 人 ( - 31.8% ) 減少すると予測されています。

一方、老年人口 ( 65 歳以上 ) は、平成 17 年には 13,821 人 ( 19.2% ) でしたが、平成 47 年には 21,815 人 ( 32.1% ) と、平成 17 年よりも 7,994 人 ( 57.8% ) 増加し、市民のほぼ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という超高齢化社会になると予測されています。

少子高齢化は、歳出面においては医療・福祉などの社会保障費が増加し、義務的経費の伸びにつながります。また、歳入面では、市税収入の落ち込みが考えられ、地方交付税が減少することから、行政運営は厳しさを増していきます。

このような状況予測から、今後、市民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくためには、一般会計だけではなく特別会計も合わせて、限られた財源を効率的・効果的に活用していかなければなりません。

そのためにも今のうちから、全ての事業を目的妥当性・有効性・効率性・公平性の面から点検・見直しを行い、事業の改善や統廃合により効率的な事業運営へ転換していかねばなりません。

( 5 ) 市民ニーズの複雑化・多様化

少子化、高齢化が進む中で、子育て支援や介護保険等の社会福祉の充実、安全で安心なまちづくりに対する市民のニーズの高まりなど、複雑化する市民ニーズに適切に対応することが求められています。

( 6 ) 公共施設の再編整備の必要性

本市は6町村が合併し誕生しました。このため市全域の各種公共施設を見渡すと、市民サービスにおいて重複・偏りなどが見られます。

今後一段と厳しくなる財政状況から考えても、施設の見直しは必須であり、それぞれの施設の機能や利用状況、今後の維持管理コスト等を総合的に分析し、施設に対するニーズ、財政状況を十分考慮しながら整備、活用方針を検討し、市民が利用しやすい公共施設を目指す必要があります。

#### 4 新たな改革の必要性

本市を取り巻く環境の変化等に適切に対応するためには、現状の課題を認識し、取り組んでいくことが必要です。

地方分権が進展する中、国や県に依存せず、自主・自立の行政運営を推進するとともに、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、行政自身の改革を一層進めてまいります。

本市では、10年後には地方交付税が約22億円減ります。約260億円の財政規模で約1割程度の歳入が段階的に削減されていくこととなります。地方交付税が減額の事態となれば、従来どおりの事業実施方式のままでは、深刻な財政危機に陥り、市民生活にも支障をきたすことが懸念されます。

市では歳入確保のための企業誘致、新たな財源の確保、徴収率の向上策など、あらゆる手を尽くすことはもちろんですが、今後は、『非常に厳しい財政の中で、どのように知恵を絞り、市民サービスの向上につなげるか』という『企業経営的』な視点で、政策を実現する発想が必要となります。

今、何をしなければいけないのかを真剣に考え、今までどおりの考え方、スタイルで事業を継続していくことに対しては、抜本的な見直しが必要となります。

これらの課題を解決し、南アルプス市総合計画（アルプス・プラン 2005）の実現のために、第1次行政改革大綱で示した基本的な考えを踏まえ、重点項目を引き継ぎ、第1段階であるコスト削減という「量の改革」とともに、第2段階として、市民サービスを高める「質の改革」にも積極的に取り組んでいくための指針として、第2次行政改革大綱を策定しました。



## 5 改革に向けた重点項目

### (1) 事務事業の効率化

全ての事務事業を対象に、目的妥当性・有効性・効率性・公平性等を検証し、事業の整理・合理化に努めます。それにより事務事業経費の固定化を見直すとともに、経常的な支出経費の縮減を図ってまいります。

また、新たな財源の確保にも積極的に取り組みます。

#### 【具体的な方向性】

##### 事務事業の見直し

全事務事業について事務事業評価を実施し、計画策定（Plan） 実行（Do） 点検（Check） 見直し（Action）のサイクルで、事務事業の廃止・縮小・統合に取り組みます。

限りある行政資源を効率的・効果的に活用するため、各部局の事業計画、事業優先順位付けに取り組みます。

##### 経費の縮減

将来的に厳しい財政状況が予想されます。歳出を抑制するためには全職員がコスト意識を持ち、「聖域」を設けずにあらゆる経費の縮減に取り組みます。

##### 歳入の確保

根本的な市の財源となる市税等の未収金について、公平性の観点から様々な手法を活用し、収納率の向上に努めます。

また、財源を確保するために、未利用財産の売却や広告収入等に積極的に取り組みます。

## ( 2 ) 職員の能力開発と組織・機構の見直し

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応できる行政運営が求められています。行政の担い手としての職員の人材育成を効果的に行い、職員個々の政策立案能力の向上を図りながら、柔軟性、機動性の高い効率的な組織、機構の確立を目指します。

### 【具体的な方向性】

#### 外郭団体の経営改善

外郭団体の設立目的、業務内容、運営状況を総点検し、業務の改善を促し、より柔軟に質の高いサービスを提供できるよう、外郭団体の改革を行います。

#### 人事評価制度の確立

職員の意欲や向上心を高め、組織としての活力を向上させるため、職員の業績及び能力について、公正で客観的なルールに基づく人事評価を継続して行います。

#### 行政サービスの向上

市役所窓口は、市民にとって最も身近に行政と接する場であり、より親切で便利な対応が求められています。

休日の開庁に向けて、市民の利用ニーズを的確に把握するため、試行の検討を行ってまいります。

#### 組織・機構の見直し

平成21年4月に組織・機構の大幅な見直しを行いましたが、刻々と変化する社会情勢、市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくために、組織の簡素効率化を基本に、継続的に組織・機構の統合、廃止、新設などの見直しを行います。

### ( 3 ) 定員管理及び給与制度の適正化

定員適正化計画を推進し、職員の適正な配置に努めます。また、平成22年度には長期的展望に立ち、類似団体等との比較を行いながら、新たな定員適正化計画を策定します。

職員及び特別職の給料等に関しては、国の制度改革や県の動向、民間水準を勘案しながら、適正な水準となるよう見直しを行っていきます。

#### 【具体的な方向性】

##### 定員管理の適正化

人件費を抑制していくため、組織のスリム化や定員管理の適正化に努め、新たに策定する定員適正化計画に基づき、職員数の削減を行っていきます。

##### 早期退職勧奨制度の運用

職員の年齢構成を改善し、組織の活性化を図るため、制度の運用により長期的かつ適切な人事管理を推進していきます。

#### (4) 行政の情報化と市民参画の仕組み構築

行政運営の公平性や透明性を確保し、市民参加、市民意向を把握し反映するため、市民参画の手法の導入を推進します。

特に、市民に新たな負担が発生する際や提供サービス等に変更が生じる場合には、十分な説明責任を果たし、事前の周知を図るよう努めます。

また、複雑化・多様化する市民ニーズに対し、限りある行政資源（職員・予算等）で対応していくために、行政が担うべき範囲の見直しを行い、市民と行政がそれぞれに役割を分担し合う仕組みづくりを行います。

##### 【具体的な方向性】

###### 積極的な情報提供

市民と行政の信頼関係に基づく開かれた市政を構築するため、市政情報のすべては市民との共有財産であるとの基本的認識のもと、従来の広報紙のほか、市ホームページを有効に活用して、積極的な情報提供を行います。

###### 協働のまちづくりの推進

行政が行うことと、市民が行うことの基準を明確にし、現在、行政が行っている事務事業の中で、市民が主体となって行うべきものについて見直していきます。

市民自らが考えた地域づくり、自らが行動する市民主体のまちづくりを推進し、市民が市政に参画できる仕組みを作ります。

### ( 5 ) 公共施設の管理運営方法の見直し

現状の施設の問題点と運営経費の分析を行いながら、「市民サービスの向上」、「運営経費の削減」を基本に、公共施設の管理運営方法について検討する必要があります。

民間の活力を積極的に活用するための指定管理者制度の導入や、直営、施設の譲渡、統合、廃止、多目的利用も含めた検討を行っていく必要があります。

#### 【具体的な方向性】

##### 指定管理者制度の活用

公の施設の管理については、施設の有効活用、住民サービスの向上、運営コストの軽減を目指して、平成18年度から導入している指定管理者制度の更なる導入を進めます。

##### 受益者負担の見直し

使用料について、受益者応分負担の原則に基づき、人件費などの経費を含めたコストを把握し、受益と負担の適正化を図ってまいります。

## ( 6 ) 計画的な行財政運営への取り組み

地方交付税等の大幅な減収など、厳しい財政状況が見込まれる中、今後の財政の見通しを踏まえた行政運営を行うための改革が必要となります。

今後の行財政運営に当たっては、限りある財源の中で、市の役割と責任を果たす行政運営を行うための、計画的な取り組みが必要となります。

### 【具体的な方向性】

#### 中・長期財政計画の策定

財政状況は、市税収入の落ち込みや普通交付税の減額など、かつてない厳しさに直面しています。将来にわたって財政の健全性を維持するため、歳入確保と歳出削減の両面を厳しく見据えた、中・長期財政計画を策定します。

#### 健全な行政経営

将来にわたって安定的な行政サービスを提供していくために、中・長期財政計画に基づいて現状の行政運営を見直し、合併特例措置終了時（平成31年度）までに求められる歳出削減額を想定する中で、具体的な削減項目および削減目標を設定し、行政改革項目の実行に反映させることで、健全な行政経営を目指します。

また、新規事業の導入については、事前に評価する仕組みづくりを行い、運用に取り組んでまいります。

## 6 行政改革の推進体制

### ( 1 ) 行政改革の計画期間

第2次行政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成26年度の5年間とします。

### ( 2 ) 行政改革の推進体制

行政改革の推進にあたっては、引き続き庁内に行政改革推進本部を置き、定期的に進捗状況を確認し、改革への取り組みを推進します。

さらに、公募委員を含めた市政について優れた見識を有する委員による行政改革推進委員会に、進捗状況に対する助言等を求め、取り組みに反映してまいります。

### ( 3 ) 実施計画の策定

行政改革を具体的に展開するための手段として、改革目的、内容、目標値等を示した5年の実施計画を策定します。

なお、実施計画の取り組み状況については、行政改革を推進していくために、毎年度進捗状況を管理し、引き続き市ホームページ等により市民の皆さまに公表してまいります。